

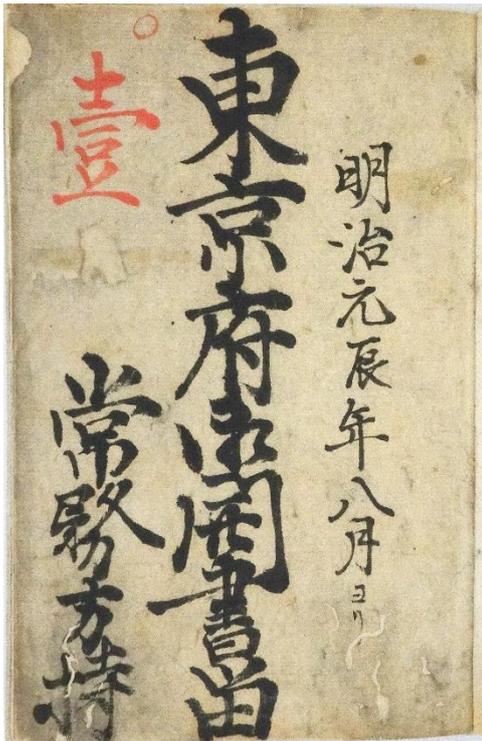
アーカイブズ  
所蔵資料を読む 第17回

### 事件発生！ — 東京府庁で起きた詐欺事件 —

明治元年 『東京府御開書留〈常務方持〉』  
東京府文書 請求番号 605. A4. 01

連日のように詐欺事件が報じられる現代ですが、明治の昔にはそんなことはなかった・・・わけではありません！

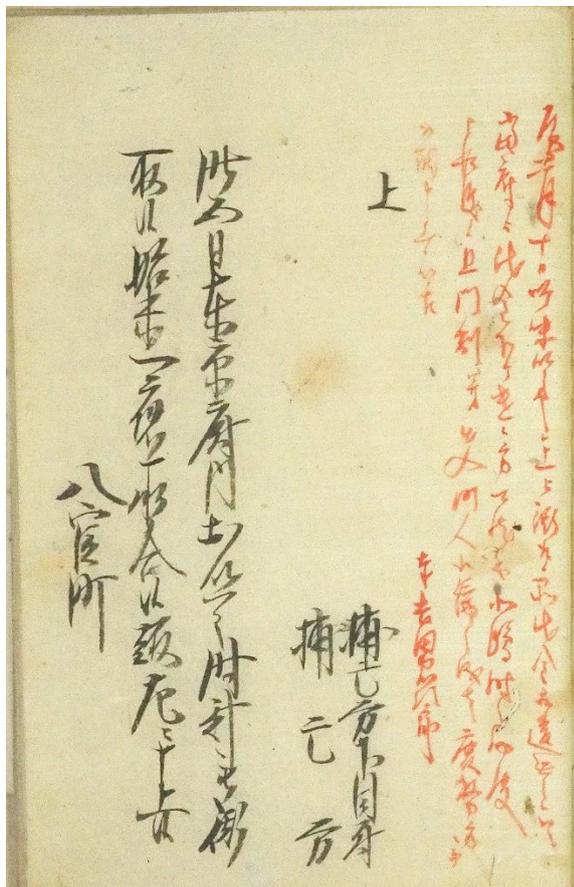
今回取り上げるのは、「江戸」が「東京」に変わったばかりの明治元年、東京府庁を舞台に起きた詐欺事件に関する文書です。少々長いですが、一体どんな事件だったのか、早速読んでみましょう。



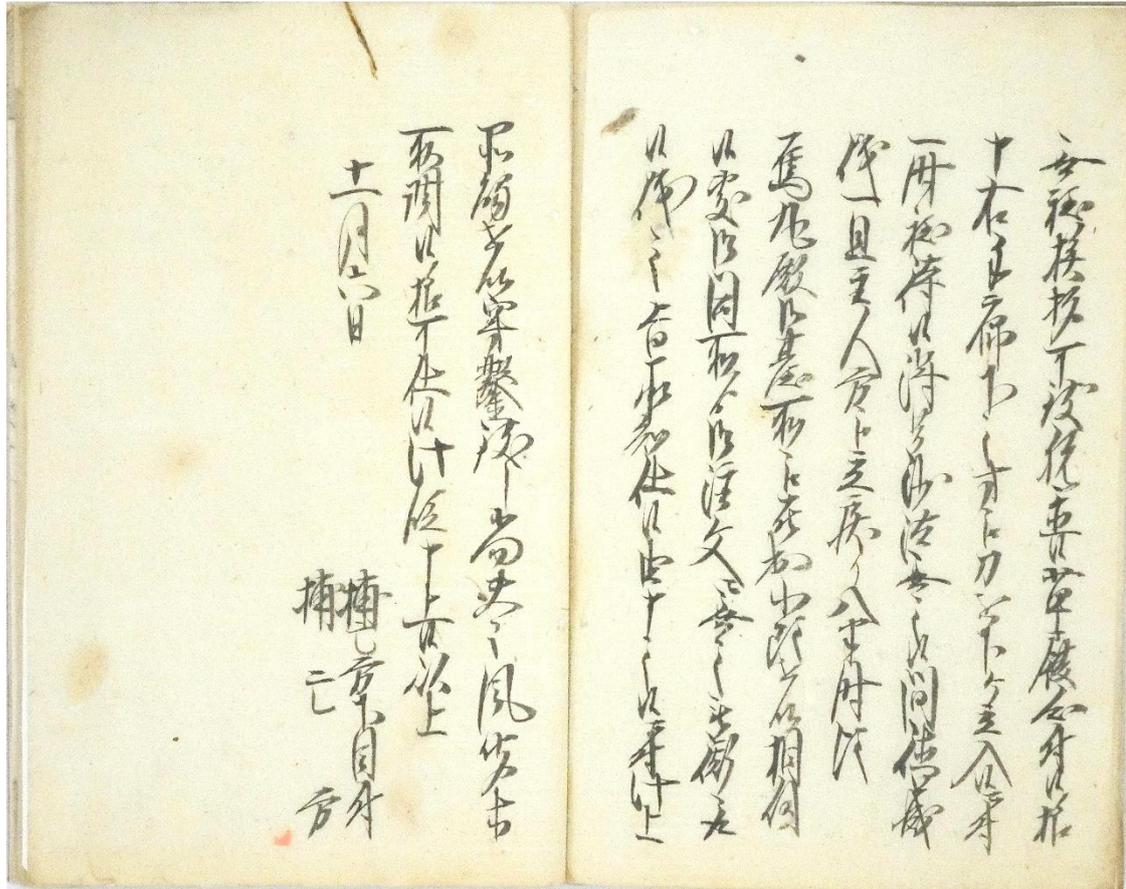
『東京府御開書留〈常務方持〉』表紙

#### 1. 【資料】

東京府文書 「八官町時計職伝次郎召仕徳蔵烏丸殿御家来と称する者に  
より窃盗の件捕亡下目付及捕亡方より申上 11月6日」明治元年  
(二八六八) / 東京府御開書留〔東京府開設書〕〈常務方持〉明治  
元辰年8月より (請求番号 605. A4. 01)







2. 【解説文】

(後筆 朱書)

辰十一月十日吟味いたし候上 被衝取候品代金 相遣無之候ハ

当府方代金 下ケ遣候方 可然義 北嶋時之助殿

被仰渡候 且門制并 出入町人取締之儀者 庶務方ニ而

取調申 上候 答 奉吉田 忠次郎

上 上 捕亡方下目付

捕亡方

昨五日東京 府内 おいて時計被衝

取候始末一応承 合候趣 左三申上候

八官町

家持

石持

時計師

時計師

伝次郎 召仕

伝次郎

徳藏

徳藏

右伝次郎 方江一昨四日昼廿五六歳二相

右伝次郎 方江一昨四日昼廿五六歳二相

見候小遣躰 之もの罷越 烏丸殿

見候小遣躰 之もの罷越 烏丸殿

御家来方 被申付候 由三而 急御用 二付

御家来方 被申付候 由三而 急御用 二付

鉄時計 即刻持 参致候様 申聞候得

鉄時計 即刻持 参致候様 申聞候得

与も 不見馴 男二付後 刻可差上旨相答

与も 不見馴 男二付後 刻可差上旨相答

候得ハ 左候而八間二合不申候間 此後方参

候得ハ 左候而八間二合不申候間 此後方参

候ハ 即刻持 参候様申 置立帰 候処

候ハ 即刻持 参候様申 置立帰 候処

昨日昼九時頃 同人方江 年齢 三十七八

昨日昼九時頃 同人方江 年齢 三十七八

丈高キ方中 肉細面テ 色浅 黒く 鼻

丈高キ方中 肉細面テ 色浅 黒く 鼻

高髪 講武 所いて ふ二結 浅黄 割羽

高髪 講武 所いて ふ二結 浅黄 割羽

折 白 縞襦 高袴 大小を帯 浅裏 草

折 白 縞襦 高袴 大小を帯 浅裏 草

履を履キ候侍 躰 東京 府 方 参候由

履を履キ候侍 躰 東京 府 方 参候由

申聞 時計 品々 見候上 銀皮根付 時計

申聞 時計 品々 見候上 銀皮根付 時計

アンゲルコテン 飛代 金 廿五両程 同アツ

アンゲルコテン 飛代 金 廿五両程 同アツ

ガラク 壱分飛 同廿一両程 同中彫リヤウ

ガラク 壱分飛 同廿一両程 同中彫リヤウ

ガラス同 拾六両程 同アツ ガラスアンゲル

ガラス同 拾六両程 同アツ ガラスアンゲル

御家来 方被 頼 参候趣申 間候間御同所

以迄来々新 系以迄 下 各間由因

御台 所 小頭詰所 江可罷出哉与相尋

以迄 初 少 次 階 新 下 不 在 初 有 相 尋

候処 今 日 八 通 用 門 突 当 り 入 口 江 向 け

以迄 今日 且 通 用 門 突 当 り 入 口 上 向

参候様申 立出候二付 無間も 徳蔵儀

系以 指 申 意 以 申 意 間 由 徳 蔵 儀

同 所 江 参 取 次 申 入 候 処 右 之 も の 左

月 初 上 系 取 次 申 入 候 処 右 之 も の 左

之 方 方 刀 を 下 け 立 出 前 書 之 時 計 風 呂

之 方 方 刀 を 下 け 立 出 前 書 之 時 計 風 呂

敷 包 之 俣 可 請 取 旨 申 候 間 相 渡 候 得 八

炎 色 之 俣 不 請 取 旨 申 候 間 相 渡 候 得 八

無 程 挨 拶 可 致 脱 置 候 草 履 心 付 候 様

女 様 接 扱 下 致 候 意 申 候 間 相 渡 候 得 八

申 右 手 廊 下 之 方 江 刀 を 下 け 立 入 候 二 付

十 右 手 廊 下 之 方 江 刀 を 下 け 立 入 候 二 付

一 時 程 待 候 得 共 沙 汰 無 之 候 間 徳 蔵

一 冊 初 待 以 待 以 沙 汰 無 之 候 間 徳 蔵

儀 一 旦 主 人 方 江 立 戻 り 八 半 時 頃

儀 一 旦 主 人 方 上 之 房 へ 申 付 候

烏 丸 殿 御 台 所 江 罷 出 小 頭 を 以 相 伺

馬 丸 殿 御 台 所 江 罷 出 小 頭 を 以 相 伺

候 処 御 同 所 方 御 注 文 二 無 之 被 銜 取

以 迄 江 同 初 少 次 階 新 下 不 在 初 有 相 尋

候 儀 之 旨 承 知 仕 候 由 申 之 候 二 付 此 上

以 迄 江 同 初 少 次 階 新 下 不 在 初 有 相 尋

品 触 を 以 穿 鑿 致 し 尚 夫 々 風 聞 等

取 調 候 様 可 仕 候 此 段 申 上 候 以 上

取 調 候 様 可 仕 候 此 段 申 上 候 以 上

取 調 候 様 可 仕 候 此 段 申 上 候 以 上

十 一 月 六 日 捕 亡 方 下 目 付

十 一 月 六 日 捕 亡 方 下 目 付

捕 亡 方 下 目 付

捕 亡 方 下 目 付

【解説文】

(後筆 朱書)

「辰十一月十日吟味いたし候上被銜取候品代金相遣無之候ハ、  
当府方代金下ケ遣候方可然義北嶋時之助殿  
被仰渡候且門制并出入町人取締之儀者庶務方ニ而  
取調申上候筈 奉吉田忠次郎

上

捕亡方下目付

捕亡方

昨五日東京府内において時計被銜  
取候始末一応承合候趣左ニ申上候

八官町

家持

時計師

伝次郎召仕

徳藏

右伝次郎方江一昨四日昼廿五六歳ニ相  
見候小遣躰之もの罷越烏丸殿  
御家来方被申付候由ニ而急御用ニ付  
鉄時計即刻持参致候様申聞候得  
与も不見馴男ニ付後刻可差上旨相答  
候得ハ左候而ハ間ニ合不申候間此後方参  
候ハ、即刻持参候様申置立帰候処  
昨五日昼九時頃同人方江年齢三十七八  
丈高キ方中肉細面テ色浅黒く鼻  
高髪講武所いてふニ結浅黄割羽  
折白縞襦高袴大小を帯浅裏草  
履を履キ候侍躰東京府方参候由

申聞時計品々見候上銀皮根付時計  
アングルコテン飛代金廿五兩程同アツ  
ガラス老分飛同廿一兩程同中彫リヤウ  
ガラス同拾六兩程同アツガラスアングル  
拾四兩程右四柄持参可致実ハ烏丸殿  
御家来方被頼参候趣申聞候間御同所  
御台所小頭詰所江可罷出哉与相尋  
候処今日ハ通用門突当り入口江向ケ  
参候様申立出候ニ付無間も徳藏儀  
同所江参取次申入候処右之もの左  
之方方刀を下ケ立出前書之時計風呂  
敷包之俣可請取旨申候間相渡候得ハ  
無程挨拶可致脱置候草履心付候様  
申右手廊下之方江刀を下ケ立入候ニ付  
一時程待候得共沙汰無之候間徳藏  
儀一旦主人方江立戻り八半時頃  
烏丸殿御台所江罷出小頭を以相伺  
候処御同所方御注文ニ無之被銜取  
候儀之旨承知仕候由申之候ニ付此上  
品触を以穿鑿致し尚夫々風聞等  
取調候様可仕候此段申上候以上

十一月六日

捕亡方下目付

捕亡方

3. 【読み下し例】

(後筆 朱書)

「辰十一月十日吟味いたし候上、かたり取られ候品代金相遣これ無く候わば

当府より代金下げ遣わし候方然るべき義、北嶋時之助<sup>\*1</sup>殿

仰せ渡され候、且つ門制ならびに出入町人取締の儀は庶務方にて

取調申し上げ候筈

奉吉田忠次郎<sup>\*2</sup>

上

捕亡方下目付

捕亡方

昨五日東京府内において時計かたり

取られ候始末、一応承り合ひ候趣左に申し上げ候

八官町

家持

時計師

伝次郎召仕

徳蔵

右伝次郎方へ一昨四日昼、二十五六歳に相

見え候小遣体こづかいのもの罷り越し、烏丸殿<sup>\*3</sup>

御家来より申し付けられ候由にて急御用に付

鉄時計即刻持参致し候様申し聞き候え

ども見馴れざる男に付、後刻差し上ぐべき旨相答え

候えば、左候ては間に合ひ申さず候間、此後より参り

候わば即刻持参候様申し置き、立ち帰り候処、

昨五日九時頃同人方へ年齢三十七八

丈高キ方、中肉、細面テ、色浅黒く、鼻

高く、髪講武所まらたかばかまいちよう<sup>\*4</sup>二結い、浅黄<sup>\*5</sup>割羽

折<sup>\*6</sup>、白縞襦高袴<sup>\*7</sup>、大小<sup>\*8</sup>を帯、浅裏草

履<sup>\*9</sup>を履キ候侍体さむらい、東京府より参り候由

申し聞き、時計品々見候上、銀皮根付時計ねつけ

アングルコテン、飛<sup>\*10</sup>代金廿五両程、同アツ

ガラク老分、飛同廿一両程、同中彫リヤウ

ガラス、同拾六両程、同アツガラスアングル、

拾四両程、右四柄持参致すべし、実は烏丸殿

御家来より頼まれ参り候趣申し聞き候間、同所

御台所<sup>\*11</sup>小頭詰所へ罷り出づべき哉と相尋ね

候処、今日は通用門突当り入口へ向ケ

参り候様申し、立ち出で候に付、間もなく徳蔵儀

同所へ参り、取次申し入れ候処、右のもの左

之方より刀を下げ立ち出で、前書の時計、風呂

敷包のまま請け取るべき旨申し候間、相渡し候えば

程なく挨拶致すべし、脱ぎ置き候草履心付け候様

申し、右手廊下の方へ刀を下げ立ち入り候に付き

一時程待ち候えども沙汰これ無く候間、徳蔵

儀一旦主人方へ立ち戻り、八半時頃<sup>\*12</sup>

烏丸殿御台所へ罷り出で、小頭を以て相伺い

候処、御同所より御注文にこれ無くかたり取られ

候儀の旨承知仕り候由これを申し候に付き、此の上

品触<sup>\*13</sup>をもって穿鑿致し、尚それぞれ風聞等

取り調べ候様仕るべく候、此の段申し上げ候、以上

十一月六日

捕亡方下目付

捕亡方

\*1 北嶋時之助(秀朝) 天保13年(一八四三)生―明治10年(一八七七)没、元水戸藩士。戊辰戦争時に従軍し、江戸鎮台府判事となる。この当時は東京府判事として聴訟(訴訟関係)・断獄(犯罪捜査や囚人取扱い)を担当していた。

\*2 吉田忠次郎 元町奉行所与力。町奉行所の与力同心たちは、一部の退職者を除いて大半がそのまま新政府に抱えられたが、吉田も市政裁判所とその後継組織である東京府に引き続き勤めた。明治5年(一八七二)司法省に採用される。

\*3 初代東京府知事烏丸光徳 天保3年(一八三三)生―明治6年(一八七三)没。尊王攘夷派の公家で当時江戸府知事に任じられていた。明治元年12月には府知事を辞任している。

\*4 幕末期に流行した武士の髪型。講武所とは江戸幕府が設置した武芸訓練機関で、そこに通う子弟等の間で流行した。月代(さかやき)の幅が狭いのが特徴。

\*5 浅葱色 薄い藍色

\*6 割羽織(さきばおり) 武士などの帯刀の便をはかつて、羽織の背縫いの下方を縫いつけずに割ったもの。ぶっさきばおり。

\*7 袴腰の中央から内股までの襠(まち)が高く、踏み込みの深い袴

\*8 刀と脇差し

\*9 草履の裏に、麻糸を平たく編んだひもとじつけたもの。

\*10 意味不明。数字の0を飛(とび)と読むことから、ここでは端数を省いた大まかな値段と解釈した。

\*11 台所はその家のまかないをすることである所から、転じて買い物や

会計を司る部署を意味した。

\*12 午後3時ごろ

\*13 品触 落とし物や盗難があった際に、心当たりのものは届け出るよう命じた触れ

#### 4. 資料解説

今回取り上げた資料は、東京府庁が開庁したばかりの時期に記録された東京府文書『東京府御開書留』に綴られたものです。

東京府庁は、幸橋(さいわいばし)内(現千代田区内幸町一丁目付近)にあった元大和郡山藩の上屋敷を改修して慶応四年(一八六八)八月に開庁しました。正式な開庁は八月十七日、全ての業務を開始したのは九月二日です。

初代府知事には、尊王攘夷派の公家で当時江戸府知事に任じられていた烏丸光徳(からすまる みつえ)が任命されました。



第一代東京府知事 烏丸光徳(肖像画)  
東京都公文書館デジタルアーカイブより



『講武所修行人の図』塚原洪柿園

『幕末の江戸風俗』岩波文庫 2018

この文書は、犯罪取締を担当した捕亡方の報告書。事件の経緯が詳しく書かれています。

事件は府庁が業務を始めて二ヶ月ほどたった十一月に起こりました。十一月四日の昼ごろ、八官町（現中央区銀座八丁目）で時計商を営む小林伝次郎の店へ二十五、六歳ぐらいに見える小遣い風の男がやってきました。男は烏丸府知事の家来に急ぎの用件を命じられたとして、金属製の時計をすぐに持参するように言いましたが、見慣れない男なので、後ほど差し上げましょうと答えると、それでは間に合わないから、後から人物が来たらずくに持参するよう命じて帰りました。

翌五日の昼頃、今度は年齢三十七、八歳ぐらいの人物が店を訪れました。男は背が高く中肉、ほっそりした顔つきで浅黒い顔色、鼻が高く、髪は当時流行の講武所銀杏（いちちょう）に結び、浅黄色（水色）のぶつさき羽織に白縞の襦袢袴（まちだかばかま）を着て、刀と脇差を帯び、麻裏草履を履いた武士風の人物でした。人相風体からしてなかなかオシヤレな美男子です。

その人物は、東京府から来たといい、色々な時計を品定めした上、四点

を選んで、持参するように申し付けました。

- ・ 銀皮根付時計、アンデルコテン、おおよその代金二五両程
- ・ 同 厚ガラス壺分、おおよその代金二一両程
- ・ 同 中彫り洋ガラス、同一六両程
- ・ 同 厚ガラスアングル、同一四両程

「銀皮根付時計」とありますから、銀側ケースの懐中時計でしょうか？種類についてはよくわかりませんが、ガラスの厚さや細工がそれぞれ違うようです。

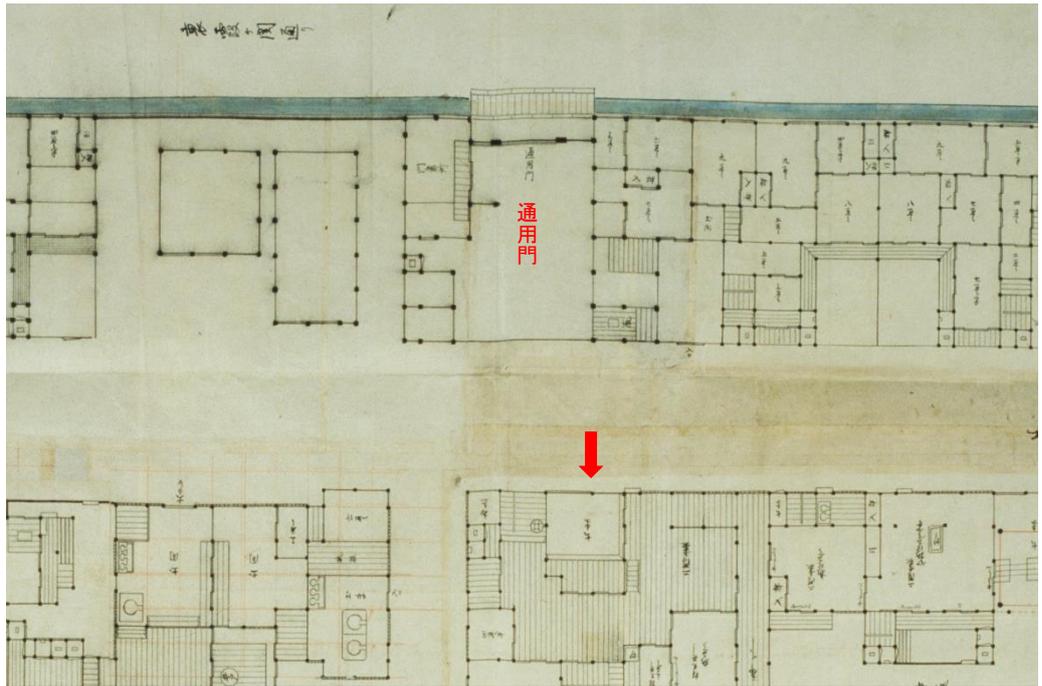
一連のやりとりから、伝次郎の店ではすっかり相手を信用したのでしょう。前日やってきた小遣い風の男から「烏丸府知事の御家来から頼まれたと伺っておりますので、東京府庁の御台所小頭詰所へ伺いましょうか？」と尋ねたところ、武士風の男は、今日は通用門の突当り入口へ向かって来るよう言いつけて帰りました。

明治元年の府庁舎の絵図（次図）を確認すると、通用門突当り入口は赤い矢印の位置にあたると思われれます。

間もなく伝次郎召使の徳蔵が指定の場所へ出向き、取次を申し入れると、先ほどの人物が左の方から刀を下げて出てきました。そして持参した時計を風呂敷包のまま受け取ると、程なく応対するので、脱ぎ置いた草履に気を付けるよう言い残し、右手廊下の方へ刀を下げて入っていきましました。

徳蔵はそのまま二時間ほど待ったのですが、何の沙汰もないので一旦主人の店へ立ち戻り、再び午後三時頃烏丸府知事の御台所（買い物等を司る組織）へ罷り出で、小頭に伺ったところ、御台所からの注文ではな

く、だまし取られたことが判明しました。  
だまされた伝次郎とは、江戸東京で一番の時計商小林伝次郎のこと。  
江戸城開城後、新政府が鎮台府を置いた際には、呉服商越後屋三井家（後の三越百貨店の祖）などと共に御用達に任命されています。府庁のあつ



幸橋内東京府庁総地絵図（通用門付近部分）東京都立中央図書館所蔵

た幸橋から八官町までは、今の内幸町から銀座八丁目の距離ですから目と鼻の先にある有名店です。その店をターゲットに、あるうことか開庁間もない東京府庁を舞台にして詐欺事件が起こされたのです。これによって伝次郎は合計七六両もの損害を被ることになりました。  
捕亡方では、盗まれた時計を探すため御触れ（品触）を出し、風聞を調査することになりました。

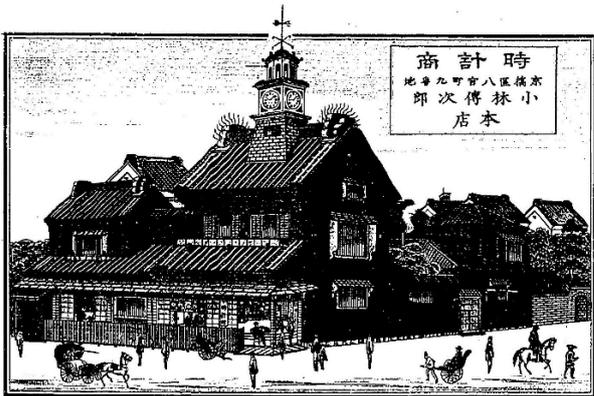
史料冒頭の朱色で書かれている部分は、この報告書を受けての東京府の措置です。

これによると、当時聴訟・断獄担当の判事であった北嶋時之助は、盗まれた時計の代金に間違いがなければ、東京府がそれを支払うように命じています。現代人にとっては、意外な判断に感じられます。また当然ながら、門の出入に際して十分なチェックが行われているかの確認も指示されました。

北嶋が判断を下した経緯はこの文書では判明しませんが、業務を開始したばかりの東京府にとって、府知事の名を借りた詐欺事件は、烏丸府知事や東京府の正当性を疑わせ兼ねない由々しき事態と受け取られたに違いありません。

実際、東京府の前身であった市政裁判所では、親や主人に対して孝行忠義を尽くした江戸東京の町人達を褒賞するなど<sup>注</sup>、今まで永く徳川氏の支配下で暮らしてきた人々を慰撫する政策をとっていました。また、事件が起きた時期は、上野に彰義隊が立てこもり、新政府と戦闘が行われてからまだ半年しか経っていませんでした。こうした背景から導かれた結論なのではないかと考えられます。

ちなみにこの後も伝次郎の店は営業を続けています。銀座煉瓦街に店を構え、東京時計商工業組合の頭取を務め、明治二十七年（一八九四）新たに府庁舎が煉瓦造で建てられた際には、庁舎入口正面に取り付ける時計を納入するなど、東京を代表する時計商として名を馳せました。



『東京盛閣図録』新井藤次郎 明治 18 年（1885）

国会図書館デジタルコレクション

注 「市政裁判所時代の判事」東京都公文書館ホームページ（URL <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/04021obby05furoku.pdf>）

### 【資料情報】

○ 『東京府御開書留』デジタルアーカイブへのリンク

[https://dasasp03.i-repository.net/il/meta\\_pub/G0000002tokyo/archv03\\_0001192070001](https://dasasp03.i-repository.net/il/meta_pub/G0000002tokyo/archv03_0001192070001)

○ 東京府文書「八官町時計職伝次郎召仕徳蔵烏丸殿御家来と称する者により窃盗の件捕亡下目付及捕亡方より申上 11月6日」明治元年（1868）／東京府御開書留〔東京府開設書〕〈常務方持〉明治元辰年8月より（請

求番号 605.A4.01）

資料情報へのリンク

[https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detai1link?cls=collecti on\\_04&pkey=570965](https://www.archives.metro.tokyo.lg.jp/detai1link?cls=collecti on_04&pkey=570965)

### 〈参考資料〉

- ▽ 平野光雄『明治前期東京時計産業の功労者たち』日本時計倶楽部内「明治前期東京時計産業の功労者たち」刊行会、一九五七
- ▽ 平成二〇年度第三回ロビー展「東京府の開庁 ～町奉行所・市政裁判所・東京府～」（東京都公文書館ホームページ URL <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/04021obby05.htm>）